

誓約書

私は、飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定により、飯塚市筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励金の交付を申請するにあたり、奨励金の交付決定の日から5年を超えて、現在の住所地に住民登録を行い生活の本拠地とします。

万一5年以内に奨励金の対象となる住宅(以下「住宅」という。)から交付決定者の世帯の構成員全員(交付申請時の構成員に限る。)が引っ越し、又は住宅を譲渡、貸与、取り壊し、又は売却することがあった場合には、要綱第9条第2項に定める金額を返還します。

また、地元自治会活動や地域活動に積極的に協力します。

年 月 日

申請者 住所

氏名